

母子家庭施策の転換とシングルマザー

人間社会学科 竹村一夫

抄録：母子家庭を対象とした福祉施策は、「きめ細かな福祉サービスの展開」と「自立・就労の支援」を中心とした施策に転換された。その背景としては、高齢社会化にともなう社会保障費の増大と政策における思想的な背景としての新自由主義、市場主義の影響が指摘できる。母子家庭の経済的な現状としては、国民生活基礎調査では、2003年の母子家庭の1世帯当たりの平均所得は全世帯の平均所得の半分以下しかない。シングルマザーの就業率は非常に高いが、非正規雇用者の割合は一般就労者より高く、近年進化した雇用の多様化は、就労する条件としては不利になりがちなシングルマザーにより厳しい影響を与えている。岡山市のシングルマザーを対象とした聞き取り調査からえられた課題としては、資格があっても残業や夜勤のある仕事には就きにくいこと、パソコンの練習をしたくても購入しにくいこと、転職や就業条件のことなどで相談に行きたくても行きにくいこと、養育費の確保が困難な場合が一定程度含まれると考えられることなどをあげることができ、特に相談機能の弱さを補っていくことと、母子家庭への情報提供のあり方として、情報が単にそのまま提供されるのではなく、必要な情報をその意味するところも含めていかに確実に伝えられるかが課題となるだろう。

キーワード：母子家庭、シングルマザー、就業支援、聞き取り調査

社会保障費支出の増大などを背景とした社会福祉政策の見直しは、母子福祉領域においては、2001年12月に当時の与党3党が、「今後の母子家庭等対策」について示した基本方針にもとづき、2002年3月に厚生労働省の「母子家庭等自立支援対策大綱」として方針化された。そして、同年11月には「母子及び寡婦福祉法」をはじめとする関連法案が改正され（施行は2003年4月から）、母子家庭施策は、その基本的な方針を大きく変更し、現在に至っている。

その転換の要点は、法改正を受け2003年3月に告示された「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」において「母子家庭については、これまで児童扶養手当に大きくウェイトがかかっている施策を見直し、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就労の支援に主眼を置く」こととして示されている。具体的には、子育てや生活支援策、就業支援策、養育

費の確保策、経済的支援策の4点を総合的に展開することとされた。

さらに、2003年7月には、議員立法で「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」が成立し、8月から施行された。この法律は2008年3月までの時限立法であるが、シングルマザーの就業状況が厳しいことを踏まえ、シングルマザーの就業支援に特別の配慮をすること、民間事業者に対してシングルマザーの就業を促進するための協力を要請すること、母子福祉団体などへの受注機会を増やすように配慮することなどを規定している。

本稿では、このような母子家庭に対する施策上の転換をふまえ、そのような転換が実施された背景を検討し、就労と収入の状況を中心とした母子家庭の実態をみた上で、筆者らが実施した聞き取り調査からえられた知見をもとに、課題を探っていくたい。

1. 施策転換の背景

今回の母子家庭施策の転換の背景には、2つのポイントが指摘できる。1つは高齢社会化にともなう社会保障費の増大という物理的、構造的な問題であり、もう1点は政策における思想的な背景としての新自由主義、市場主義である。

社会保障の見直し論議の中で、よく言及されるアメリカのAFDCの例もこれら両者の背景をともに持つものといえるだろう。アメリカ合衆国では早くからシングルマザーを中心とした人々が貧困層となっていくことが指摘されてきた。特に80年代以降は、シングルマザーの増加にともない、公的扶助の中心的制度であったAFDC受給者の大半がシングルマザーとなったため、これをどのように統制・抑制していくかが政策上の課題となったのである。

このような情勢の中、1996年には当時のクリントン政権によって社会福祉政策の改革が進められ、個人責任および就労機会調整法（Personal Responsibility and Work Opportunity Reconciliation Act of 1996）が制定され、連邦政府の福祉政策の基本方針が「福祉から就労へ（Welfare

to Work）」と大きく変更されたのであった。この結果、多くのシングルマザーが受給していた要扶養児童家族扶助（AFDC: Aid to Families with Dependent Children）は貧困家族一時扶助（TANF: Temporary Assistance for Needy Families）に変わり、「一時的」との名称のとおり、TANFを受給できるのは1人につき、生涯で5年間限り、受給後2年以内に職に就くことなどが条件とされた。アメリカの福祉制度改革については本稿の課題ではないので、検討はしないが、これには、自由選択のもとでの自己決定の強調や選択の結果としての自己責任の強調就業の義務化など、自助努力を強調する新自由主義の考え方が背景にあると指摘できるだろう。

この転換は、日本の母子家庭施策の変更に際しても、時期的なことだけでなく、児童扶養手当の受給期限が検討されたこと、シングルマザーの就業支援が強調されていることなどの点から、影響を与えたことがうかがえる。

一方、日本においてはシングルマザーの絶対数こそ他の先進諸国と比較すれば多くはないが、離婚数の増加により、母子家庭に対する公的扶助の金額は増加していった。もう1つのポイントであ

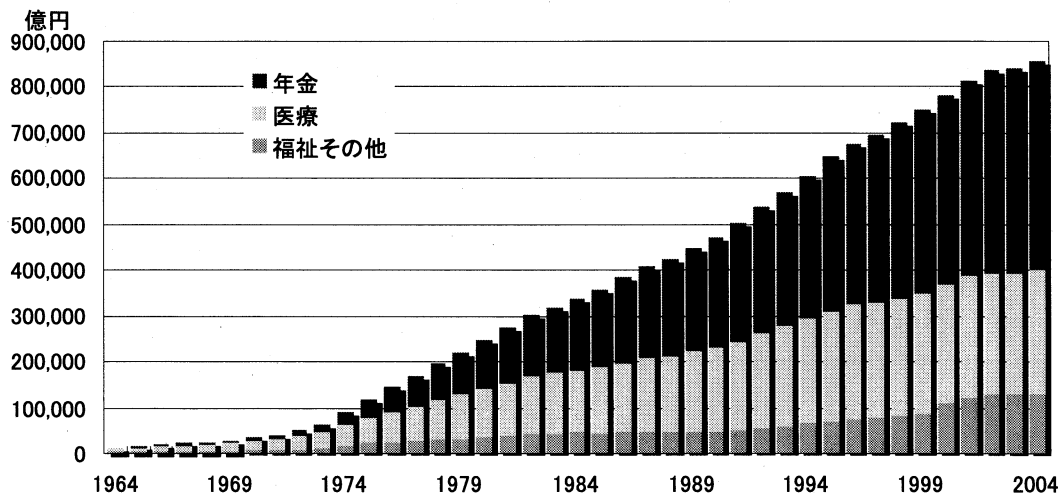


図1 社会保障給付費の推移

国立社会保障・人口問題研究所（2006）より作成

る社会保障費の増大は、施策転換上のより大きな理由となったと考えられる。

日本の社会保障費は、一貫して増加してきているが、特に1980年代後半以降、顕著に増加している。1980年におよそ25兆円だった社会保障費は、1987年には40兆円を超え、1991年には50兆円を超えている。90年代を通じて、その伸びは衰えることなく、1994年には60兆円を超え、1997年にはほぼ70兆円に達する。このような状況の中、医療費の抑制を始め、さまざまな分野で社会保障関連の支出削減が図られた。その結果、2000年代に入って、社会保障費の伸びはやや落ち着いてくるが、その金額は2004年ですでに85兆円を超えている(図1)。

グラフからあきらかなように、社会保障費の増加の大部分を占めているのは年金支払の増加であり、社会保障費全体に占める割合も50%を超えている。母子家庭や障害者、高齢者などを対象とした福祉関連の支出額は、全体の15%ほどに過ぎない。つまり、この社会保障費の増大は社会の高齢化という構造的変化にともなって不可避免的に生じてきた現象である。この趨勢をコントロールするために年金の支給開始年齢の先送り、介護保険の導入などが実施されたのであるが、一般の福祉予算の比率が低い状況はさほど変化していない。

社会保障費の増大は、巨大な財政赤字を抱える日本政府にとって、歳出削減を図る上で非常に大きな問題であり、それを抑制することが重要な課題となったのである。しかし、増大したとはいえ、GDPに占める割合はそれほど大きくなったわけではない。2003年のOECD基準の社会支出で比較すると、日本の社会支出は対GDP比で18.6%である。これは、アメリカの16.6%よりは高いが、イギリス20.8%、ドイツ26.7%、フランス29.1%、スウェーデン31.9%よりは低くなっている(国立社会保障・人口問題研究所2006)。

しかしながら、全体とした費用抑制のために、社会福祉の各分野においても支出をおさえるため

の「改革」が進められてきたわけである。

2. 母子家庭の現状

次に、日本の母子家庭の現状を各種の統計資料や調査結果から確認しておくことにしよう。

何をもって母子家庭と定義するかという点で各種の統計調査に違いがあることが知られている。母子世帯数などについて検討する際によく用いられる各種の調査の定義を比較しておくとして、まず、国勢調査で母子世帯として集計されている世帯は「未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子供のみで構成される一般世帯(他の世帯員がいないもの)」と定義されている。厚生労働省が実施している国民生活基礎調査では「死別・離別・その他の理由(未婚の場合を含む)で、現に配偶者のいない65歳未満の女(配偶者が長期間生死不明の場合を含む)と20歳未満のその子(養子を含む)のみで構成している世帯」として定義されている。同じく厚生労働省が実施している全国母子世帯等調査では「父のいない児童(満20歳未満の子どもであって、未婚のもの)がその母によって養育されている世帯」として定義されている。

このように、調査によって定義が異なるため、母子家庭に対する統計調査の結果をみる際には、調査時期以外にもどの調査結果が用いられているかに注意する必要がある。

母子家庭数は、広めの定義をする厚生労働省の「全国母子世帯等調査」によると、2003年には1,225,400世帯である。同調査は5年おきに実施されているので、過去の結果と比較すると、1983年718,100世帯、1988年849,200世帯、1993年789,900世帯と長期的には増加傾向にあった総数だが、1998年調査では954,900世帯と急増し、さらに、2003年までの5年間で270,500世帯、28.3%も増加している。この急増の背景には、当然のことながら、離婚数の増加がある。

人口動態統計による離婚件数をみると、1993年に188,297件だった離婚件数は、1998年には243,183件、2003年には283,854件と急増している⁽¹⁾。

「全国母子世帯等調査」による母子家庭になった理由のうち、離婚が占める割合も1983年調査から一貫して増加しており、1983年には49.1%であったものが、1993年には64.3%、2003年には79.9%を占めるに至っており、5年前に比べ、死別が17.7%減少、生別が41.1%増加している。ほぼ10年間で15ポイントずつ増加しているという、これらの事実からも確認されるように、母子家庭数の増加は離婚件数の増加が大きな要因となっている。

この母子家庭数を同じ年に実施された国民生活基礎調査の全世帯数(45,800,000世帯)中の割合でみると2.7%であり、増加したとはいってもその割合は決して高くはない。

母子家庭となった時の母親の平均年齢は、1998年の34.7歳に対し、2003年では33.5歳と離婚年齢の低下がみられる。これにともない、母子家庭の母親の平均年齢も、1998年の40.9歳から2003年の39.1歳へと低下している。

母子家庭の子どもについては、1998年の平均子ども数は1.67人、2003年では1.58人でやや少なくなっている。末子の平均年齢は、1998年では5.4歳、2003年4.8歳と低下している。

次に、母子家庭の経済状況、シングルマザーの就業状況についてみておくことにしよう。

まず、収入の状況を見ると、全国母子世帯等調査では、2002年1年間の平均世帯収入は212万円となっており、そのうち、就労による収入は162万円となっている⁽²⁾。シングルマザーが常用

雇用者の場合、平均年間就労収入は252万円であり、臨時・パートの場合は110万円である(厚生労働省2005a)。1998年の平均世帯収入は229万円なので、5年間で平均収入は17万円、比率にして7.4%の減少である。

また、2001年に実施された日本労働研究機構による「母子世帯の母への就業支援に関する調査」によると、母子家庭の就労による平均収入は245.6万円である(日本労働研究機構2003)。

国民生活基礎調査では、2003年の母子家庭の1世帯当たりの平均所得は224.6万円、2000年は252.8万円であった。これに対し、2003年の全世帯の平均所得は579.7万円、母子家庭の所得は半分以下しかない。母子家庭というのは定義上、20歳未満の子どもを含むので、単身世帯や高齢者世帯を含まない「児童のいる世帯」の所得と比較すると、その差はさらに広がる。児童のいる世帯の平均所得は702.6万円である。母子家庭および児童のいる世帯、全世帯の所得分布を比較するために、グラフ化した。グラフをみると、母子家庭の所得分布がいかに低い方に偏っているかよくわかる。

このように母子家庭の収入の状況はかなり悪い。ため、日本における貧困の問題を検討する際に、しばしば母子家庭がとりあげられることになる(室住2006、橋木・浦川2006)。また、この貧困状況を「貧困の女性化」という観点からジェンダーの問題として取り上げることも多くなっている(中田・杉本・森田1997、藤原2004、室住2004)。

それでは、母子家庭の母、シングルマザーたちの就業状況はどうであろうか。先に述べたアメリカ合衆国の福祉改革では、就労せずに福祉に依存するシングルマザーが問題とされた。中田らは、

(1) 戦後最も離婚件数が多かったのは2002年で、289,836件である。

(2) 平均収入金額とは、生活保護法に基づく給付、児童扶養手当等の社会保障給付金、就労収入(手取り)、別れた配偶者からの養育費、親からの仕送り、家賃・地代などを加えた全ての収入の額。

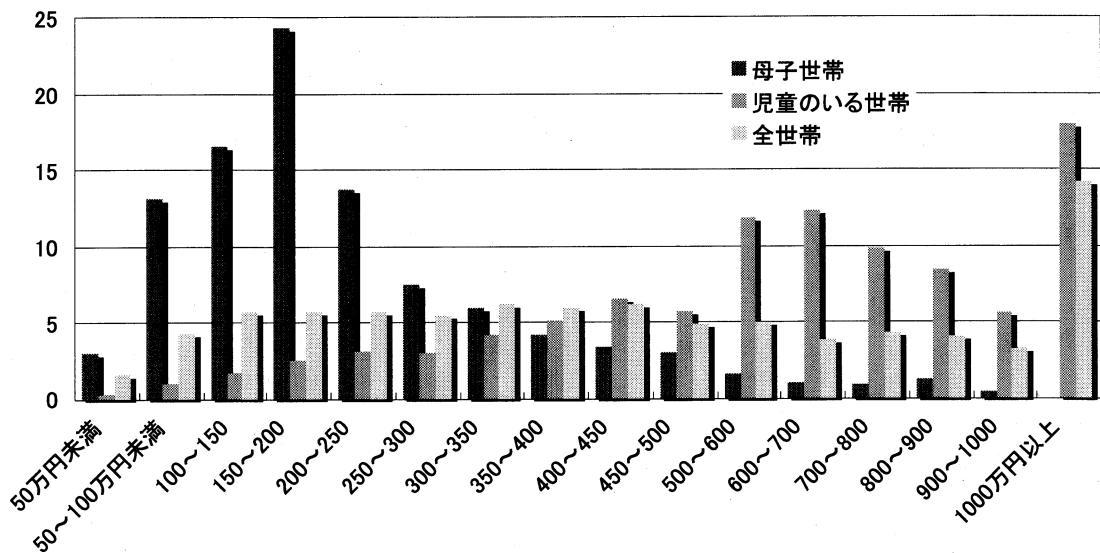


図2 世帯類型別所得金額階級別比率

出所：国民生活基礎調査（2004）より作成

必ずしもそのような人がシングルマザーの多数を占めるわけではないことを明らかにしているが、1990年代にははそれでも半数ほどのシングルマザーが働いているに過ぎなかったようである（中田・杉本・森田 1997）。

阿部・大石は、日本のシングルマザーの就労率は1990年代を通して85%程度であり、イギリスやドイツ、スウェーデンなどを大きく上回っていると、「このように就労率が高いにも関わらず、経済状況が悪いことが日本の特徴」であるとしている（阿部・大石 2005:144）。

全国母子世帯等調査でも、シングルマザーの就業率は1998年で84.9%、2003年でも83.0%と非常に高く、98年から03年までの5年間でほとんど変化していない。しかし、この高い就業率からは直接確認できない変化がこの5年の間に生じている。表1は就業者の従業上の地位（雇用形態）について、2回の調査結果を比べたものである。

就業率そのものはほとんど変化していないにもかかわらず、「常用雇用者」の比率が1998年の50.7%から39.2%へと大きく減少しており、「臨

時・パート」の比率が38.3%から49.0%と10ポイント以上増加している。派遣社員4.4%もあわせると、シングルマザーの半数以上が非正規雇用で就労していることになる。もちろん、これはシングルマザーのみで生じた現象ではなく、労働力調査によると1998年から2003年までの5年間で、正規雇用者は200万人以上減少し、逆に非正規雇用者が200万人以上増加しており、雇用者中に占める割合も1998年の23.6%から2003年の30.3%に増加している（厚生労働省 2006）。2002年の就業構造基本調査をもとに作成した表2をみると、働く女性の雇用形態は正規雇用者、非正規雇用者ともに4割ほどであり、この変化は働く女性全体に生じたものであることがわかる。

1990年代半ば以降、日本の労働形態は大きく変化した。企業が新卒採用を控え、職に就けなかった多くの若者がフリーターなどの不安定な職業的地位を余儀なくされている。この間、正規の社員・職員として雇用される人の数は大きく減少し、その減少を補ってあまりある数の人が非正規雇用者として増加している。一般的には雇用の多様化、

表1 シングルマザーの雇用形態

	事業主	常用雇用者	臨時・パート	派遣社員	家族従業者	その他
1998年	5.7	50.7	38.3	-	-	5.3
2003年	4.2	39.2	49.0	4.4	1.5	1.7

出所：全国母子世帯等調査 2003

表2 働く女性の雇用形態

	正規の職員・アルバイト・契約					
	自営業主	従業員・役員	社員	派遣社員	家族従業者	その他
女性	6.9	41.1	38.9	1.9	9.4	1.5

出所：就業構造基本調査 2002 より作成

もしくは柔軟化と呼ばれる変化は、就労する条件としては不利になりがちなシングルマザーにより厳しい影響を与えているといえるだろう。

シングルマザーの経済状況に影響を与えるもう一つの要素として、養育費についてふれておくことにしよう。今回の改正では、子どもの扶養責任者として、父親からの養育費の確保についても、主要な柱の1つにあげられている。

全国母子世帯等調査によると、養育費の「取り決めをしている」シングルマザーが34.0%で、「取り決めをしていない」シングルマザーが66.0%である。

「調停離婚」をした者は「協議離婚」をした者と比べて、養育費の「取り決めをしている」割合が高く、就労収入が高い者は低い者と比べて、養育費の「取り決めをしている」割合が高い傾向がある。なお、養育費の取り決めをしていない理由については、「相手に支払う意思や能力がないと思った」とする回答が約半数となっている。

養育費の現在の受給状況としては、「現在も受けている」シングルマザーは17.7%と少ない。母子家庭になってからの年数が短いほど、「現在も受けている」割合が高い傾向にある。「調停離

婚」をした者は「協議離婚」をした者と比べて、養育費を「現在も受けている」割合が高いことが指摘されている。

もし受給できておれば、経済的に貢献することが期待できる養育費であるが、その8割が収入として計算されるため、養育費を受けても児童扶養手当が減額され、結果として収入としてはあまり変わらないということも生じている。もともと、低位にある母子家庭の経済状況を好転させるまでには至っていないというのが実情であろう。

3. 聞き取り調査からみた課題

母子家庭に対する施策が転換されてまもない2003年11月から12月にかけて、岡山市在住のシングルマザー14人に対して、聞き取り調査を実施した⁽³⁾。調査は、就労を困難にしていると思われる要因を中心に、母子福祉制度に関する情報の入手や子育てに関するネットワークなどについて、1時間程度の時間内で可能な範囲でこたえてもらった。年齢構成は20歳未満の子どもがいる人を対象としたため、30代が多く、20代が1人、40代が4人であった。仕事に就いていない

(3) 調査は、岡山県立大学の近藤理恵講師とともに実施した。

表3 インタビュー調査対象者一覧

	年齢	母子世帯期間	就業形態	児童扶養手当	20歳未満の 子どもの数	学歴
A	30代後半	5年	常用雇用	未受給	2	短大卒
B	30代後半	5年	常用雇用	一部受給	1	高卒
C	30代前半	5年	常用雇用	一部受給	1	専門学校卒
D	40代前半	10年	常用雇用	一部受給	3	高卒
E	30代前半	2年	パート	全額受給	2	高卒
F	30代前半	4年	自営	全額受給	1	高卒
G	40代前半	不明	常用雇用	未受給	3	高卒
H	40代前半	10年	常用雇用	未受給	1	大卒
I	40代後半	10年	無職	一部受給	3	高卒
J	30代後半	2年	パート	全額受給	2	専門学校卒
K	20代後半	3年	パート	一部受給	1	高卒
L	30代前半	5年	自営	一部受給	2	大卒
M	30代後半	1年	派遣社員	全額受給	1	専門学校卒
N	30代前半	3年	無職	未受給	1	短大卒

人は2人だけで、残りの12人は何らかの形態で就業している。しかしながら、正規雇用で就業している人は6人で、自営業が2人、それ以外の人にはパートや派遣社員などの非正規雇用である。

すでに述べたように、2003年から実施された改革では、(1)子育てや生活の支援策、(2)就業支援策、(3)養育費の確保策、(4)経済的支援策が主な柱となっている。ここでは、聞き取り調査から得られた知見を中心に、これらの施策上の基本目標について検討を加えていくことにしよう。

まず、子育てや生活の支援策に関連したことである。

Bさんは、30人ほどの会社の常用雇用者であるが、日給月給であり、たとえ子どもが病気をしても会社を休むと収入が下がるため、休むことができないということである。本当はよくないと思いつつも、病気の子どもを家に残して仕事に出ている。これは、他の人からいわれたことであるが、子どもが病気でも無理せず預かってもらえる体制が、シングルマザーにはどうしても必要だと考えられる。

また、パートで看護師をしているJさんは、

保育園に子どもをなかなか預けることができず、かなり困ったということだった。結局、預けることができるまで1年ほどかかったということである。子育て支援策が充実してきた現在では、このようなことはあまりないと思われるが、学童保育の体制が貧弱なために保育園から小学校に上がった途端に、途方に暮れるということもあるようだ。Jさんは常勤ではないのだが、病院に勤める看護師で常勤になると夜勤などがあるため、やはり、子どもが小さいあいだは無理ではないかということだ。看護師という資格があったとしても、それを完全には活かすきれないことがあるようだ。

次に、就業支援策に関しては、今回の改正の主眼の一つであり、多くの事業に取り組むことが示されている。例えば、一般の市と福祉事務所を設置している町村では、自立支援教育訓練給付金事業、高等技能訓練促進費事業、常用雇用転換奨励金事業、母子自立支援プログラム策定事業の4事業が、都道府県・政令指定都市・中核市ではこれらに加えて母子家庭等就業・自立支援センター事業の事業の実施が進められている。

表4は、2000年の国勢調査の結果を用いて母

子世帯比率を都道府県別に計算し、厚生労働省が公開しているこれら4ないし5事業の今年度の実施予定状況との関連をみたものである。表は母子世帯比率の高い順に並べてある。就業支援事業の実施予定状況は高い方からA～Eとなっているのだが、母子世帯比率が高い自治体はこれらの事業に対するニーズも高いと考えられる。しかし、表を見る限り、例えば、母子世帯比率が高い、沖縄県や北海道、福岡県、青森県などで、事業の実施予定ランクがEやDであるなど、母子世帯比率の高さと就業支援事業の実施率の高さの間には関係があるとは必ずしもいえないようである。

聞き取り調査からは、資格を持つことで、就職や転職に有利になるという意識から、パソコン関係の資格を取ることで、安定した職に就くようにしたいという希望を持つ人が複数おられた。インターネットが発達した現在の状況からするとおそらくパソコンがあれば、自分で必要な情報を検索して、アクセスすることが可能になると思われる。しかし、生活に余裕がないシングルマザーたちには、そのための投資としてのパソコンの値段はあまりにも高い。世帯年収の平均が240万円くらいのシングルマザーたちにとって、手に入れれば多くのことが得られることがわかっていたとしても、やはり、購入には踏み切れないことが多いと思われる。何らかの支援策が検討されてもよいのではなかろうか。

また、就業に関して、転職や就業条件のことなどで相談に行きたくても、生活するのに精いっぱい状態なので、平日の昼間に仕事を休んで相談に行くことはかなり困難だとKさんは語ってくれた。Bさんのように、日給や時給で働いている人たちには、平日の日中に休みをとるというのはかなり重大なことである。具体的な成果があるかどうかわからない相談に出かけて、もし手ぶらで帰ってこなくてはならなかったとしたらと考え、相談に行くのを躊躇する気持ちは理解できる。平日の日中以外の時間で相談できる体制が望まれる。

表4 母子世帯比率と就業支援策実施状況

都道府県	母子世帯数	総世帯数	比率	就業支援事業実施ランク
全国	625,904	47,062,743	1.33%	
1 沖縄	13,545	446,286	3.04%	E
2 宮崎	8,361	439,012	1.90%	B *
3 北海道	41,957	2,306,419	1.82%	D
4 福岡	34,074	1,917,721	1.78%	D
5 青森	8,963	506,540	1.77%	E
6 長崎	9,536	544,878	1.75%	C
7 高知	5,494	321,140	1.71%	C
8 鹿児島	11,720	716,610	1.64%	D
9 佐賀	4,482	278,306	1.61%	D
10 大阪	56,138	3,485,910	1.61%	C
11 愛媛	8,975	566,146	1.59%	C
12 和歌山	5,991	380,698	1.57%	C
13 熊本	9,918	647,216	1.53%	D
14 大分	6,894	453,814	1.52%	D
15 鳥取	2,954	201,067	1.47%	C
16 山口	8,360	583,725	1.43%	C
17 福島	9,690	687,828	1.41%	C *
18 香川	5,013	364,972	1.37%	D
19 徳島	3,941	288,808	1.36%	C
20 兵庫	27,398	2,040,709	1.34%	D
21 岡山	8,964	691,620	1.30%	E
22 広島	14,220	1,099,536	1.29%	D
23 京都	13,091	1,026,724	1.28%	C *
24 岩手	6,052	476,398	1.27%	E
25 群馬	8,825	695,092	1.27%	D
26 栃木	8,459	667,459	1.27%	D
27 茨城	12,273	985,829	1.24%	D *
28 奈良	6,036	486,896	1.24%	C
29 静岡	15,817	1,280,984	1.23%	C
30 愛知	31,165	2,548,219	1.22%	D
31 宮城	10,052	833,366	1.21%	C *
32 三重	7,639	636,682	1.20%	D
33 山梨	3,664	308,724	1.19%	B
34 秋田	4,583	389,190	1.18%	E
35 石川	4,701	411,341	1.14%	C
36 島根	2,906	257,530	1.13%	E
37 岐阜	7,528	680,317	1.11%	D
38 埼玉	27,422	2,482,374	1.10%	E
39 東京	59,754	5,423,551	1.10%	D
40 福井	2,852	259,612	1.10%	A *
41 千葉	23,536	2,173,312	1.08%	E
42 滋賀	4,729	440,294	1.07%	D
43 長野	7,973	758,164	1.05%	C
44 新潟	8,318	795,868	1.05%	E
45 神奈川	34,699	3,341,233	1.04%	C
46 山形	3,771	377,049	1.00%	E
47 富山	3,471	357,574	0.97%	B

記号は、母子家庭就業支援事業のうち、2006年度に実施予定の割合。「*」は、他の自治体とは取り組み方が違うなどの理由で参考とされているもの。

A：100%，B：75%以上100%未満，C：50%以上75%未満，D：25%以上50%未満，E：25%未満

出所：国勢調査（2000年），厚生労働省「母子家庭就業支援マップ」より作成

養育費の確保策については、すでにふれたように、かなり受給している人が少ないが、今回調査対象となった人では、4人が現在も養育費を受給していた。3人が過去の一時期に受給していた経験があるということなので、全国調査の結果よりは、受給している人が多い。父親ももちろん子どもに対して責任を負う必要があり、養育費の確保を進めることは重要であるが、例えば、Cさんのように夫が暴力を振るうので怖くて請求できないという場合や、Lさんのように夫の借金が離婚理由の1つになっている場合などは、やはり養育費を確保することは困難だと思われる。

Fさんは、養育費を受給しようとして、調停を考えたのであるが、それについて次のような体験を述べている。

当時収入が少なく、生活が大変な状況だったが、勇気を出して岡山から大阪まで調停に出かけた。交通費はもちろん自費である。にもかかわらず、元の夫の収入が少ないことを理由に無理だと言われた。養育費を獲得するための調停はかなり大変なことであり、勇気や仕事を休む負担が必要であるにもかかわらず、「今の給料で生活できるのなら、なぜ養育費が必要なのか」といった嫌になるようなことをいわれる。もう2度と調停はやりたくないと感じた。

このような調停員の態度に問題を感じても、それを訴えていく余裕がない。

調停員の資質については、相手の立場を考慮するようにしてもらえないと思うが、養育費を確保するには、このように困難な場合が一定程度含まれると考えられるので、それを前提とした支援策が探られるべきであろう。

最後に、経済的支援策に関連したことでは、生活の苦しい状況の中で、しかもすでに働いているにも関わらず、なぜ児童扶養手当の削減がなされなければならないのか理解できないといった意見

も当然あったが、考えさせられたのは「できれば働きたくないけれど、仕方ないので働いている」というMさんのようなスタンスの人が幾人かおられたことである。子どもが小さいので収入は少なくてもいいから、働く時間が短い今のパートでなんとかしていきたい、といわれたりする。

このような考え方の背景にあるのは、いわゆる「3歳児神話」であったり、子どもの養育に関する責任を女性が担うモデルであったりと思われる。苦しい生活水準にありながら、論外であると、彼女たちを非難するのは容易いことである。しかし、このような態度は、シングルマザーの女性に限ったことではなく、同世代の多くの女性が共有する態度でもある。彼女たちの母親の多くは、いわゆる専業主婦だった人が最も多かった世代である。自らを育ててくれた親がモデルとなっているならば、その志向は当然のこととして理解することができよう。また、女性が就業し続ける条件は、近年少しずつ改善されてきたとはいえ、いまだに整備されたとは言いがたい状況にある。その中で、基本的にはひとりで就業しながら子どもを育てることの困難性は容易に想像がつく。

援助を受けながら、それなりに働いていこうと考える人たちと、就業によって自立してもらおう、それを支援していこうという施策のあり方との間のギャップは浅くはない。このギャップをどのように埋めていけるかが今後の課題の1つといえるのではなかろうか。

母子家庭の就労を困難にしている要因は、母子家庭が本質的に抱えざるをえない事情、例えば、小さい子どもがいて、深夜に及ぶような残業や長時間の労働はできない、休日特に日曜日は就労しにくいなどの事情があると考えられるが、それに加えて、正規雇用の減少と非正規雇用の拡大という構造的な問題がやはり背景にあり、この構造的な問題が母子家庭のような事情を抱える労働者の就労状況にしわ寄せとなってあらわれているといえ

るだろう。

それでは、このような状況に対してどのような対策が考えられるのであろうか。就労の困難性が構造的問題から来ているとしても、とにかく収入を得なくてはならない母子家庭の現実からすると、その変化を待っているというわけにはいかないのは当然のことである。

今回の聞き取り調査の結果からは大げさではないが「できそうなこと」を2つほどあげることができる。

1つめは、多くの人があげていた相談機能の弱さを補っていく方策である。すでに述べたように、生活に追われている母子家庭の母親にとって、働いている平日の日中に相談に行くというのは現実的ではない。仕事が休めない、休みにくいということ以外に、特に日給や時間給で就労している場合には、職場を離れることで直接経済的な影響が出てくるからである。ぎりぎりの状況で生活している場合にはこの経済的な影響は無視できない。毎週というわけにはいかずとも、月に1~2回、できれば交互でもかまわないので土曜日と日曜日の両方で、就労や子育てについて相談できる場を開設していく必要があるのではなかろうか。公務員や公的機関の職員であっても、そのようなシフトを組むことで対応は可能と思われる。

2つめは、この情報をどのような形であれ、実際に必要としている人に確実に伝わるようにするということである。多くの支援施策が実施されていてもそれを必要とする人が知らなければ、まったく意味のないものになるからである。「知らなかった」「知らされなかった」という声に対して、情報は提供したのだから知らないのは本人の責任ということには必ずしもならないと思われる。情報がなぜ届かなかったのか、母子家庭への情報提供のあり方としてどのような形が最も適切なのか、を検証することも必要だろう。

いろいろなケースが考えられるので、いちがいにはいえないかもしれないが、伝えたいこと・伝

える必要がある(と思われる)ことを伝える側と、それを受けとめる側との間に認識のズレのようなものが生じている可能性がある。おそらく、福祉関連の業務に携わっている職員からは、必要な情報は提供されていると思われる。しかし、離婚や死別といったストレスの高い状況におかれたシングルマザーに、提供されているどの情報が必要・重要なのか、自分から求めなければならない情報はどのようなものなのか、容易に間違わずに漏れもなく判断できるものではない。そのため「○○について、もっと早く知りたかった」などの発言がなされたと考えられる。個々人で事情は異なるため、単純にはいかないかもしれないが、情報が単にそのまま提供されるのではなく、必要な情報をその意味するところも含めていかに的確に伝えられるかが課題となるだろう。

付記：本稿は平成15年度大阪樟蔭女子大学特別研究助成費を受けた研究成果の一部である。

文 献

- 阿部彩・大石亜希子, 2005, 「母子世帯の経済状況と社会保障」国立社会保障・人口問題研究所編『子育て世帯の社会保障』東京大学出版会, 143-161.
- 青木紀編, 2003, 『現代日本の「見えない」貧困～生活保護受給母子世帯の現実』明石書店.
- 母子寡婦福祉法令研究会, 2004, 『総合的な展開をみせる母子家庭等施策のすべて』ぎょうせい.
- 藤原千沙, 2003, 「児童扶養手当の改革と就業支援策の課題」『女性労働研究』44:53-64.
- 藤原千沙, 2004, 「女性の所得保障と公的扶助」大沢真理編『福祉国家とジェンダー』明石書店, 199-232.
- 国立社会保障・人口問題研究所, 2006, 『平成16年度社会保障給付費』.
- 厚生労働省, 2002, 『母子家庭等自立支援対策大綱』.
- 厚生労働省, 2003, 『母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針』.
- 厚生労働省, 2005a, 『平成15年度全国母子世帯等調査結果報告』.
- 厚生労働省, 2005b, 『平成16年国民生活基礎調査の概況』.
- 厚生労働省, 2006, 『平成18年度版労働経済の分析』

- 中田照子・杉本貴代栄・森田明美, 1997, 『日米のシングルマザーたち』ミネルヴァ書房
- 日本労働研究機構, 2003, 『母子世帯の母への就業支援に関する研究』日本労働研究機構.
- 室住眞麻子, 2004, 「家族会計・家計内個人への収支配分・社会保障」大沢真理編『福祉国家とジェンダー』明石書店, 65-96.
- 室住眞麻子, 2006, 『日本の貧困～家計とジェンダーからの考察』法律文化社.
- 島崎謙治, 2005, 「児童手当および児童扶養手当の理念・沿革・課題」国立社会保障・人口問題研究所編『子育て世帯の社会保障』東京大学出版会, 85-117.
- 白波瀬佐和子, 2006, 「不平等化日本の中身―世帯とジェンダーに着目して」白波瀬佐和子編『変化する社会の不平等』東京大学出版会, 47-78.
- 橋木俊詔・浦川邦夫, 2006, 『日本の貧困研究』東京大学出版会.

The conversion of welfare policies on single mother families and awaiting solution

Osaka Shoin Women's University
Kazuo TAKEMURA

ABSTRACT

A welfare policy for the fatherless family was changed into the policy that it was placed around the work support. Increase in the social security expense along with the aging society and the expansion of the new liberalism can be pointed out as a background of that conversion.

The average income of the fatherless family in 2003 in the Basic Survey on National Life does not reach half of the average income of all the households. Single mother's employment rate is very high. However, the rate of the non-regular employer of them is higher than the rate of the other employer. The diversification of the employment that progressed recently gives a severe influence to the single mother who tries to get a job.

The following problems were found out from the interview survey of the single mother in Okayama City. Even if she has a qualification, it is difficult to get work with the overtime work and the night duty. Even if she wants to practice a personal computer, it is hard to purchase from the economical reason. They feel the offer of the information from the public institution is not appropriately. Although the information should not be provided without considering conditions, it is important that when it is necessary, necessary information is provided appropriately.

Keywords: fatherless family, single mother, work support, interview survey